

様式第 1 号（第12第 2 項）

公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和 7 年10月31日

信州の木活用課県産材利用推進室長

1 業務の概要

(1) 業務名

令和 7 年度 長野県内における木造公共建築物の県産材等利用実態調査・検証業務委託
（信州の木供給体制整備事業）

(2) 業務の目的

本業務では、長野県内における各市町村も含めた木造公共施設の木材に関する設計情報等を集約・蓄積・公開し、共有・見える化することで、建築主等や木材供給業者に対して、公共施設及び民間施設の木造化の計画をイメージしやすくするための資料作成を目的とする。

また、本調査の資料を基に、木材利用量、コストや維持管理等の木造化に関する課題を検証、整理することで、長野県における非住宅木造建築の参考や手引き作成の基礎資料、木材利用促進施策に資することを目的とする。

(3) 業務内容

平成26年以降に建築された長野県内における、中大規模木造公共建築の木材・県産材利用実態のデータ収集、その検証及び分析により非住宅建築物の県産材利用促進の課題を抽出し、体系化・整理、とりまとめを行い、報告書（内部資料）及び公表資料の作成。

(4) 仕様等

別添仕様書（案）のとおり

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

ア 県産材利用促進に向けた、アンケートによる基礎調査
調査方法、調査項目

イ 県産材利用促進に向けた、ヒアリングによる詳細調査
調査方法、調査項目

ウ 県産材利用促進に向けた、検証、分析、とりまとめ
県産材利用促進に繋がる、木造化の課題に対する具体的な検証方法の提案

エ 非住宅建築の木造化及び県産材利用促進に繋がる、報告書及び公表資料作成
非住宅建築の木造化に活用できる、報告書及び公表資料

(6) 業務の実施場所

長野県一円

- (7) 履行期間又は履行期限 契約の日から令和8年3月31日（火）まで
(8) 費用の上限額 7,000,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあつては都道府県税、消費税及び地方消費税、個人にあつては都道府県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・都道府県民税）を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (7) 県内に本店又は支店又は営業所を有すること。
- (8) 一級建築士の資格者を本業務に従事させることができる者であること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（(5) ①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

- (1) 参加申込書の作成様式
様式第3号による。
- (2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式
様式第3号の附表による。
- (3) 参加申込書記載上の留意事項
参加要件具備説明書類 総括書の注意書きのとおり
※2（1）及び（4）については、誓約書による
- (4) 担当課・問い合わせ先

〒380-8570 長野県大字南長野字幅下692の2

長野県 林務部 信州の木活用課 県産材利用推進室（担当：高橋 鈴木）

電 話 026-235-7266

F A X 026-235-7364

メー ル mokuzaai@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和7年11月6日(木)(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は持参の場合は、午前9時から午後5時まで、それ以外の場合は午後5時まで)
- ② 提出先 3(4)に同じ。(FAX、メールも同様)
- ③ 提出方法 持参、郵送、FAX又はメールとします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに信州の木活用課県産材利用推進室に到達したもの、メール又はFAXによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレス又はFAX番号で受信できたものに限り、郵送、FAX又はメールで提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

- ① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由(非該当理由)を企画提案書の提出期限(6(5)①)の3日前までに、書面により信州の木活用課県産材利用推進室長から通知します。
- ② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に、書面(様式自由)により信州の木活用課県産材利用推進室長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
- ③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に書面により回答します。
- ④ 非該当理由の説明請求の受付
 - ア 受付場所 3(4)に同じ。
 - イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

(8) その他の留意事項

- ① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。
- ② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。

4 説明会

- (1) 開催日時 令和7年11月7日(金) 午後3時30分～
- (2) 開催場所 長野県庁西庁舎107号会議室

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- (1) 受付場所 3(4)に同じ。
- (2) 受付期間 説明会終了後から令和7年11月10日(月)
各日とも午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)
- (3) 受付方法 業務等質問書(様式第6号)をFAX又はメール等により提出するものとします。
- (4) 回答方法 信州の木活用課県産材利用推進室長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和7年11月12日

(水) までに長野県公式ホームページで公表します。

6 企画提案書の作成・提出

(1) 企画提案書の作成様式

様式第8号による。

(2) 企画書の作成様式

様式第8号の附表(例)による。

(3) 企画書記載上の留意事項

- ① 業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。また、経費の合計額は1(8)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。
- ② 「7 再委託の予定」又は「8 企画協力等の予定」記載欄には、当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の企画協力を受けて業務を実施する場合に記載すること。ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできません。

(4) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- ① 受付場所 3(4)に同じ。
- ② 受付期間 説明会終了後から令和7年11月10日(月)
各日とも午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)
- ③ 受付方法 業務等質問書(様式第6号)をFAX又はメール等により提出するものとします。
- ④ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、質問者に対してはFAX又はメール等により回答します。

(5) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和7年11月17日(月)(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は持参の場合は、午前9時から午後5時まで、それ以外の場合は午後5時まで)
- ② 提出先 3(4)に同じ。(メールも同様)
- ③ 提出部数 持参、郵送の場合は6部(原本1部、写し5部)、その他の場合は1部
- ④ 提出方法 持参、郵送又はメールとします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに信州の木活用課県産材利用推進室に到達したもの、メールによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限ります。郵送、メールで提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3(4)の担当者を確認してください。

(6) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

項 目	評価内容		配点
業務内容に対する 提案（80点）	総論	本業務の目的及び内容等の理解度が高く、発注仕様書の内容を満たした提案となっているか。	20
	アンケートによる基礎調査及びヒアリングによる詳細調査	非住宅建築の木造化及び県産材利用促進に向け、 ①公共木造建築の発注者等に対して行う、建築物・木材概要に関するアンケート調査について、非住宅建築の木造化の基礎資料として有効な調査内容及びその後のヒアリング調査の精度を高めるための創意工夫がなされているか。 ②公共木造建築の発注者及び建築業者、その木材供給業者に対して行う、木材利用実態の詳細に関するヒアリング調査について、県産材利用の課題や、その後の分析・具体策の検討として活用に応じた調査内容となっているか。	30
	非住宅建築の木造化及び県産材利用促進に向け、分析・検討、とりまとめ	調査結果を基に、非住宅建築物の木造化及び県産材利用促進の課題を分析するとともに、そのとりまとめ方法について整理・体系化され、具体策の検討が可能な内容となっているか。 とくに、公共木造建築の課題（木材使用、コスト、維持管理）の用途、規模、地域別の分析や、県産材の利用意義、材料調達、コスト削減、建築法令・技術、川中・川下等の項目別の分析等に関し、県産材利用促進に繋がる創意工夫がなされているか。なお、コストに関する検証、分析に重点が置かれているか。	10
	非住宅建築の木造化及び県産材利用促進に繋がる公表資料作成	調査及び分析結果を基に、建築主・発注者、設計者・建築業者、木材供給業者等に対し、長野県における公共建築を中心とする非住宅建築の木造化の参考となり、県産材利用促進に繋がる実用的資料の作成となるよう、具体的な取組方法の提案となっているか。	20
経費及び内訳の妥当性（10点）	見積額は、上限額の範囲内か。 見積額の内訳や算定根拠が明示され、仕様書に基づいた内容となっているか。		10
業務履行の確実性（10点）	過去の履行実績から、提案された手法の実現性は高いか。 業務の遂行に必要な体制が確保されているか。 業務のスケジュールに無理はないか。		10
合 計			100

(7) 企画提案の選定の方法

- ① 企画提案の配点の合計点について最高点となった者を選定します。

なお、評価の結果、最高点となった者の評価点が100点満点中60点以下の場合は選定しません。

- ② 企画提案書の選定に当たっては、企画提案評価会議を開催し、提出書類及びプレゼンテーションにより評価を行いますので、出席してください。詳細は後日通知します。

なお、プロポーザルへの参加者が多数であった場合は、書類評価で一定数（5社程度を想定）の者を選定し、その中からプレゼンテーション評価を行うこととします。

- ③ プレゼンテーションの実施日時及び場所

令和7年11月20日（木）午後1時30分～長野県庁西庁舎107号会議室またはオンライン

※時間及びオンライン用URL等の詳細については、参加者へ個別で通知します。

(8) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により信州の木活用課県産材利用推進室から通知します。

- ② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により信州の木活用課県産材利用推進室から通知します。

- ③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第13号）及び企画提案評価会議評価書（様式第9号）を長野県公式ホームページに掲載するとともに、信州の木活用課県産材利用推進室において閲覧に供します。

(9) 非選定理由に関する事項

- ① （8）②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により信州の木活用課県産材利用推進室長に対して非該当理由について説明を求められます。

- ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。

- ③ 非選定理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3(4)に同じ。

イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(10) その他の留意事項

- ① 企画提案書は複数提出することはできません。

- ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。

- ③ 提出された企画提案書は、返却しません。

- ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

- ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。

- ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入

札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添契約書（案）のとおり

8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで、メール（又はFAX）による場合は該当日の午後5時までに）に、見積書（様式第14号）を指定された方法により信州の木活用課県産材利用推進室長に提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、信州の木活用課県産材利用推進室において閲覧に供します。

10 その他

- (1) 契約書作成の要否
必要とします。
- (2) 関連情報を入手するための窓口

〒380-8570 長野県大字南長野字幅下692の2

長野県 林務部 信州の木活用課 県産材利用推進室（担当：高橋 鈴木）

電 話 026-235-7266

F A X 026-235-7364

メール mokuzai@pref.nagano.lg.jp

- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
- (4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができません。